

社会福祉法人指導監査結果

- 1.指導監査実施日時 平成28年2月4日(木)  
 2.法人名称及び住所 社会福祉法人砂丘福祉会  
 鳥取市湖山町東3丁目54  
 3.実地・書面の別 実地検査  
 4.監査担当課 鳥取市福祉保健部高齢社会課  
 5.文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
Ⅲ－2 資産管理の状況	貴法人経理規程第23条の規定によると、日々入金した金銭は、収入後7日以内に金融機関に預け入れなければならないとなっているが、入金できていなかった。貴法人経理規程に則って適切な処理を行うこと。	
Ⅲ－3 会計管理の状況	財務諸表と登記の総資産の総額があっていない。原因を明らかにし、調査・報告して提出すること。	
Ⅲ－3 会計管理の状況	土地の賃貸借契約は締結されているが、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。(社会福祉法人の認可について)	
Ⅲ－3 会計管理の状況	貴法人経理規程第29条の規定によると、出納職員は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならないとなっているが、小口現金出納帳等、会計責任者の確認印のないものが見受けられた。 また、月ごとの小口現金出納帳がないものがあった。作成し整備しておくこと。	